

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
OKIクロステック株式会社(東京都中央区晴海1-8-11)[7000001055]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年1月28日 ~ 令和2年2月10日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「名古屋支社管内 伏見社屋他1施設交換機設備等更新工事」(名古屋支社発注) において、機器の手配に時間を要したことで、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)